（案）

第５期上天草市障がい福祉計画

（第５期　平成 30 年度～平成 32 年度）

第１期上天草市障がい児福祉計画

（第１期　平成 30 年度～平成 32 年度）

平成 30 年度

上天草市

目　次

第１章 計画策定の概要
１－１　計画の趣旨 …… １
１－２　計画の位置づけ …… １
１－３　計画の期間 …… ２
１－４　計画の進捗管理 …… ２

第２章　成果目標及び活動指数 …… ３
２－１　福祉施設入所者の地域生活への移行 …… ３
２－２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… ４
２－３　地域生活支援拠点等の整備 …… ４
２－４　福祉施設から一般就労への移行等 …… ５
２－５　障がい児支援の提供体制の整備等 …… ６

第３章　障害福祉サービスの必要量の見込み …… ８
３－１　訪問系サービス …… ８
３－２　日中活動系サービス …… １１
３－３　居住支援及び施設系サービス …… １７
３－４　相談支援 …… １９

第４章 障がい児支援のサービス必要量の見込み …… ２１
４－１　障害児通所支援等 …… ２１

第５章　地域生活支援事業の必要量の見込み …… ２５
５－１ 理解促進研修・啓発事業 …… ２５
５－２ 自発的活動支援事業 …… ２５
５－３ 相談支援事業 …… ２６
５－４ 成年後見制度利用支援事業 …… ２６
５－５ 意思疎通支援（コミュニケーション）事業及び手話奉仕員養成研修事業 …… ２７
５－６ 日常生活用具給付事業 …… ２８
５－７ 移動支援事業 …… ２９
５－８ 地域活動支援センター事業 …… ２９
５－９ その他任意事業 …… ３０
５－10 天草地域療育センター事業（巡回相談支援専門員整備事業） …… ３３
５－11 天草地域自立支援協議会について …… ３３

第６章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の
円滑な実施を確保するための必要な事項 …… ３４

第７章　計画の推進 …… ３５
【巻末資料】上天草市内または県内の主な障害福祉サービス事業所一覧 …… １－９

第１章　計画策定の概要

１－１　計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第８８条第１項、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第３３条の２０に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所及び障害児相談支援を提供するための体制を計画的に確保することを目的として策定されるものです。

計画の策定にあたっては国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「国の基本指針」という。）」に基づき、本市における障がい者（児）の生活の実態やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

【国の基本指針】

〇基本理念

■ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
■ 身近な地域で必要とするサービスの確保
■ 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり
■ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
■ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

〇基本的な考え方

■ 障害福祉サービスの提供体制の確保
■ 相談支援の体制の確保
■ 障がい児支援の提供体制の確保

１－２　計画の位置づけ

「上天草市障がい福祉計画及び上天草市障がい児福祉計画」は、「上天草市第２次総合計画」、「上天草市地域福祉計画」に即しながら障害者基本法第１１条第３項に基づき、障がいのある人の生活全般に関わる基本計画として策定した「上天草市障がい者計画」を上位計画とし、各種保健福祉分野の関連計画等とも整合性を図っていきます。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本県の数値目標として「熊本県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に反映されます。

１－３　計画の期間

「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、３年を１期として策定することとされており、「第５期上天草市障がい福祉計画及び第１期上天草市障がい児福祉計画」は、平成３０年度から平成３２年度を計画期間とし一体的に策定します。

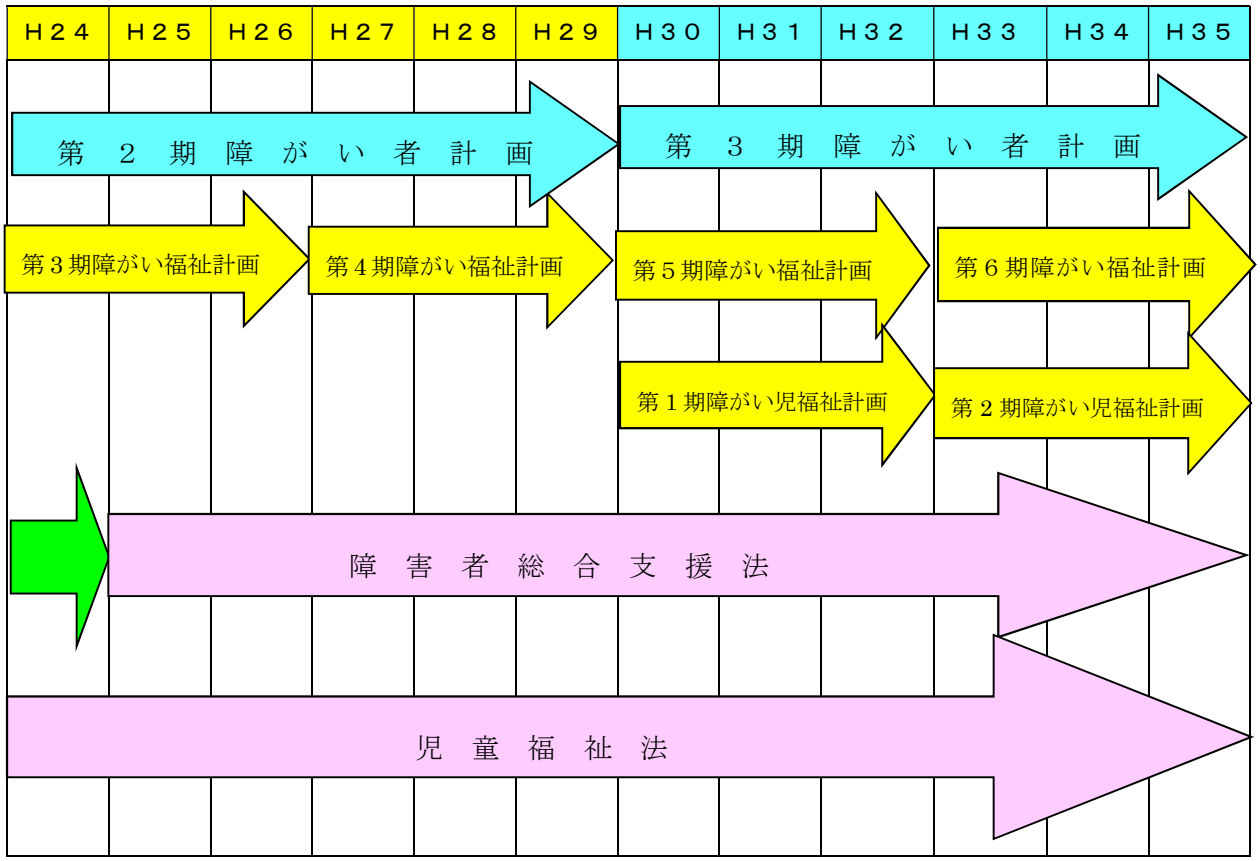

１－４　計画の進捗管理

上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会において、本計画の進捗状況や効果を PDCA サイクルにより、定期的に評価、点検していきます。

また、計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて計画期間中も見直しを行います。

第２章　成果目標および活動指標（平成３２年度を目標年度）

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために、以下の成果目標および活動指標を設定します。

２－１　福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行をすすめる観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用しグループホーム、一般住宅等で地域生活に移行する人の数を見込み、数値目標を設定します。

〇国の基本方針

・平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上が、地域生活へ移行

・平成２８年度末時点の施設入所者数の２％以上を削減

〇現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は、一定の実績はありますが、平成３２年度の目標値達成のためには、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実が必要です。

〇福祉施設の入所者の地域生活への移行者数の実績及び目標値　　（単位：人）

項目	数値	考え方
平成２８年度末時点の施設入所者数（A）	８５	平成２８年度末時点の入所者数
平成３２年度末入所者数（B）	８３	平成３２年度末時点の入所者数
【目標値】 入所者削減見込み（A－B）	２ （2.4%）	差引減少見込数 カッコ内は、（A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	８ （9.4%）	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数　カッコ内は、（A）に対する割合

２－２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すためには、計画的な地域の基盤整備が必要です。

精神障がいの程度に関わらず地域生活に関する相談に対応できるようにするとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域組織、市町村などの連携による支援体制を構築していくことが必要です。

〇国の基本指針

・全ての市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
（市町村単独での設置が困難な場合は複数市町村による共同設置も可）

〇現状と課題

本市では、精神科専門医療機関がないため、単独設置は行わず、圏域市町村と連携し協議の場の設置を目指します。

〇保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３２度末時点の設置数	１か所	天草圏域での設置

※個別ケースの検討会は随時開催する。

２－３　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、自立に関する相談、緊急時の受け入れ施設の確保やコーディネーター配置等による地域の体制づくりが求められています。地域の暮らしの安心をすすめるため、障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無など地域における課題の検討を天草地域自立支援協議会等の場を活用し行います。

〇国の基本指針

・市町村または圏域に少なくとも１つを整備

〇現状と課題

本市においては、緊急時の相談体制や短期入所等の対応ができる事業所が少ない状況です。天草圏域に２市１町で天草地域自立支援協議会を設置しており、その中で検討し地域生活支援拠点を整備していくこととします。

〇地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３２度末時点の設置数	１か所	天草圏域での設置

２－４　福祉施設から一般就労への移行等

平成２８年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

〇国の基本指針

・福祉施設から一般就労への移行を平成２８年度の１．５倍以上
・就労移行支援事業利用者数が平成２８年度末から２割以上の増加
・就労定着支援１年後の就労定着率８割以上

〇現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行については、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、市役所関係課との連携や、天草地域自立支援協議会（就労部会）を中心として、障害者就業・生活支援センター、ハローワークをはじめとする関係機関と連携し取り組みます。

〇福祉施設から一般就労への移行　（単位：人）

項目	数値	考え方
平成２８年度の 一般就労移行者数	２	平成２８年度の一般就労へ移行した者の数
【目標値】平成３２年度の一般就労移行者数	３ （1.5 倍）	平成３２年度において福祉施設から一般就労へ移行した者の数（平成 28 年度の 1.5 倍）

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者等をいいます。

○就労移行支援事業の利用者数　（単位：人）

項目	数値	考え方
平成２８年度末の就労移行支援事業利用者数	１３	平成２８年度末において就労支援事業を利用する者の数
【目標値】平成３２年度の就労移行支援事業利用者数	１６ (1.23 倍)	平成２８年度末における利用者数の２割以上の増加

○就労定着支援事業利用者の職場定着率　（単位：人）

項目	数値	考え方
平成３１年度、就労定着支援事業の利用を開始した者数	１	平成３１年度において、就労定着支援事業の利用を開始した者の数
上記の利用者のうち、１年以上職場定着した利用者数	１ （100%）	支援開始後、１年の職場定着率が８割以上

２－５　障がい児支援の提供体制の整備等

地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるように地域での支援体制の整備を図ります。

○国の基本方針

・児童発達支援センターを市町村に少なくとも１か所以上設置
（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可）
・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも１か所以上確保
・平成３０年度末までに圏域または市町村での保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

○現状と課題

本市においては、児童発達支援事業所がなく、市外の事業所及び市直営での地域療育通園事業を利用しています。放課後等デイサービスについては、市内

の１事業所の他、市外の事業所を利用している状況で、サービス提供が圏域及び近隣市町にわたっているため圏域での検討を行っていきます。

また熊本県ではこれまで、地域療育支援センターを各圏域に設置し、独自に地域療育支援を行ってきましたが、今後、この機能を残しつつ児童発達支援センターへ移行し、国の方針にも沿った新しい療育支援体制を整備することとなります。

療育支援は、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、就学から就労、自立した生活の確保まで一貫した支援が望まれることから、関係機関との連携協議の場を設置していくこととします。

〇児童発達支援センターの設置

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３２度末時点の設置数	１か所	天草圏域での設置

〇保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３２度末時点の設置数	１か所	上天草市地域療育通園事業（キラキラ仲間）での実施

〇主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３２度末時点の設置数	１か所	天草圏域での設置

〇医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
【目標値】 平成３０度末時点の設置数	１か所	天草圏域での設置

※個別ケース検討会は随時開催

第３章　障害福祉サービスの必要量の見込み

住み慣れた地域での必要な訪問系サービス、日中活動系サービスの保証、グループホーム等の確保及び充実、地域生活支援拠点等の整備を図り、福祉施設から一般就労への移行・定着を推進します。

３－１　訪問系サービス

（１）居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事や生活に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

《居宅介護利用条件》

①障害支援区分１以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）

②通院等介助（身体介護を伴う場合）は、障害者支援区分が２以上に該当かつ、認定調査項目の要件に該当

○今後のサービス見込量

現在、市内に５か所と市外の事業所からのサービス提供があります。平成２９年度利用者数をもとに、６５歳到達者の介護保険への移行者数と地域移行者を勘案しサービス量を見込みます。

【居宅介護サービスの利用実績及び見込量】　（１月の総時間数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（時間/月）	４６１	３４０	４００	４８０	５１０	４６５
利用者数（人/月）	４１	３８	３４	３２	３４	３１

（２）重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、生活等に関する相談助言などを総合的に行います。

《重度訪問介護利用条件》

①障害支援区分４以上であり認定調査項目の要件に該当

○今後のサービス見込量

これまでサービス利用実績はありませんが、施設・病院からの地域移行をすすめるにあたり、利用者１人を見込みます。

【重度訪問介護サービスの利用実績及び見込量】　（１月の総時間数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（時間/月）	０	０	０	２７０	２７０	２７０
利用者数（人/月）	０	０	０	１	１	１

（３）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難な人の外出に同行し、必要な情報（代筆・代読を含む）の提供や援護等の支援を行います。

《同行援護利用条件》

①視覚障がいにより、移動に困難な人等であって、認定調査項目要件に該当

○今後のサービス見込量

視覚障がい（身障手帳１・２級１８人）の半数を勘案し、また、地域生活支援事業の「移動支援事業」と合わせてサービス量を見込みます。

【同行援護サービスの利用実績及び見込量】　（１月の総時間数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（時間/月）	３２	３５	４０	９５	１３３	１７１
利用者数（人/月）	４	４	４	５	７	９

（４）行動援護

知的障がい又は精神障がい等により常に介護が必要で、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するための必要な支援や外出支援をいます。

《行動援護利用条件》

①障害支援区分３以上であり認定調査項目の要件に該当

○今後のサービス見込量

市内に事業所がなく、サービス提供実績はありません。他圏域の事業所からの提供となりますが、困難な場合は代替サービスでの対応を検討します。

【行動援護サービスの利用実績及び見込量】　（１月の総時間数、利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用量（時間/月）	０	０	０	２０	２０	２０
利用者数（人/月）	０	０	０	１	１	１

（５）重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

《重度障害者等包括支援利用条件》

①障害支援区分６以上で意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当

・重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度知的障がい者

・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上

○今後のサービス見込量

これまでにサービス提供の実績はありません。市内に事業所がなく、サービス提供の確保が困難ですが、施設等からの地域生活の移行をすすめるにあたり平成３２年度に利用者１人を見込みます。

【重度障害者等包括支援サービスの利用実績及び見込量】（１月の総時間数、利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用量（時間/月）	０	０	０	０	０	３００
利用者数（人/月）	０	０	０	０	０	１

３－２　日中活動系サービス

（１）生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

《生活介護利用条件》

①障害支援区分３以上に該当（施設入所の場合は区分４以上）

②年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分２以上に該当（施設入所の場合は区分３以上）

③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分４（５０歳以上の場合は障害支援区分３）より低いが、サービス等利用計画により市町村が必要と認めた人

〇今後のサービス見込量

市内において生活介護事業所は１か所、基準該当事業所は３か所の実績があります。

平成２９年９月利用者１０７人をもとに利用実績等と地域移行者及び新規者数を勘案しサービス利用量を見込みます。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	２，０４６	２，０３６	２，４６１	２，５０７	２，５７６	２，６６８
利用者数（人/月）	１０２	１０５	１０７	１０９	１１２	１１６

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、あわせて日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がいまたは難病の人を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。次に生活訓練は、知的障がい者または精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。

《自立訓練（機能訓練・生活訓練）対象者具体的例》
①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人
②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人等

〇今後のサービス見込量
自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、潜在的なニーズは多いと思われますが、周知不足やサービス提供事業所が少なく、事業の拡充が求められています。
機能訓練は、平成２９年９月の利用者１人をもとに利用意向を勘案しサービス量を見込みます。生活訓練は平成２９年９月の利用者数１０人をもとに学校卒業者数や利用意向を勘案しサービス量を見込みます。

【自立訓練（機能訓練）のサービス利用実績及び見込量】（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	５	４５	２３	２３	４６	９２
利用者数（人/月）	２	２	１	１	２	４

【自立訓練（生活訓練）のサービス利用実績及び見込量】（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	１４２	１１８	１１５	１１５	１１５	１６１
利用者数（人/月）	１５	１１	１０	１５	１７	２０

（３）宿泊型自立訓練
知的障がい者、精神障がい者を対象とし、居室その他の設備を利用させるとともに、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

《宿泊型自立訓練対象者》
①地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを

利用している人であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な人

○今後のサービス見込量

圏域に事業所がなく、利用実績も減少傾向となっていますが、地域移行を定着させるためには必要な事業の１つです。今後、事業所の拡充が求められます。

【宿泊型自立訓練のサービス利用実績及び見込量　（１月の総利用日数、利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用量 （人日分/月）	４６	３	０	２３	２３	２３
利用者数 （人/月）	３	１	０	１	１	１

（４）就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労移行支援利用対象者》

①一般就労等を希望するが、就労が困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介などその他の支援が必要な６５歳未満の人

②あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を取得することにより、就労を希望する人

○今後のサービス見込量

国の指針をもとに就労支援を推進するにあたり、必要性およびニーズは高い事業ですが、市内には事業所がなく、市外のサービス事業所を利用している状況です。

見込量は、平成２９年９月の利用者数１４人をもとに新規および実績等を勘案し利用量を見込みます。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】　　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量 （人日分/月）	１２８	１０８	３２２	３２２	３４５	３６８
利用者数 （人/月）	１１	１３	１４	１４	１５	１６

（５）就労継続支援Ａ型

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 Ａ 型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

《就労継続支援Ａ型利用対象者》

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に６５歳未満）

① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった人
② 特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが、雇用に結び付かなかった人
③ 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない人

〇今後のサービス見込量

国の指針にある就労定着を進めていくうえでも、また、事業の周知が図っていくことでも利用希望は高くなっていくと思われます。就労継続支援では、ここ数年のサービス事業所の増加に伴い、利用時間、人数とともに伸びていますが、Ｂ型（非雇用型）の次の段階であるＡ型（雇用型）の事業所が少なく、一般企業への就労に結びついていない現状です。

サービス見込量は平成２９年９月の利用者数４３人をもとに就労移行支援数及び新規者数を見込みます。

【就労継続支援Ａ型のサービス利用実績及び見込量】　　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量 （人日分/月）	６９５	７７２	９８９	９６６	１，０３５	１，３１１
利用者数 （人/月）	４０	４７	４３	４５	４９	５７

（６）就労継続支援Ｂ型

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約は締結しません。

《就労継続支援Ｂ型利用対象者》

① 企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結び付かなかった人
③ ５０歳に達している方、又は障害基礎年金１級受給者
④ 障害者支援施設入所者は、サービス等利用計画により必要性を認められた人

〇今後のサービス見込量

平成２９年９月の利用者数９５人及び就労移行支援者数、新規者数をもとに、３０人を見込みます。

【就労継続支援Ｂ型のサービス利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用量（人日分/月）	９６４	１，１２７	２，１８５	２，４１５	２，６４５	２，６６８
利用者数（人/月）	７０	８７	９５	１１５	１２０	１２５

（７）療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

《療養介護利用対象者》

①筋萎縮側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分６に該当
②筋ジストロフィー患者、又は重症心身障がい者で障害支援区分５以上

〇今後のサービス見込量

平成２９年９月の利用者１４人を基に利用実績を勘案し、サービス利用量を見込みます。

【療養介護サービス利用実績及び見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	１３	１５	１４	１４	１４	１４

（８）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの場合に障がい者（児）に対し、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

福祉型（障害者支援施設等）と、医療的ケアが必要な人を対象とする医療型（医療機関）があります。

《短期入所対象者》

①障害支援区分１以上の障がい者および障がい児

〇今後のサービス見込量

利用量及び利用人数は増加傾向となっています。市内の受け入れ事業所数が少ないため、今後、緊急時の受入れ体制の整備が課題となっています。

福祉型は平成２９年９月の利用者数２３人をもとに経年的な介護保険移行者数を除き、地域生活移行者数及び新規利用者数を見込ます。また、医療型は、平成２９年９月の利用者数４人をもとに、勘案しサービス量を見込みます。

【短期入所（福祉型）のサービス利用実績及び見込量】（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	６５	７３	２３０	２５０	２７０	２７０
利用者数（人/月）	１４	１４	２３	２５	２７	２７

【短期入所（医療型）のサービス利用実績及び見込量】（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	７	９	２０	４０	４０	４０
利用者数（人/月）	１	３	４	５	５	５

３－３　居住支援及び施設系サービス

（１）共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

《共同生活援助対象者》

①障がい者

〇今後のサービス見込量

共同生活援助（グループホーム）は、地域移行の推進により、利用者数は増加の傾向で、今後も引き続き整備が求められています。

平成２９年９月の利用者数６３人をもとに地域移行者数及び新規者数を勘案しサービス利用量を見込みます。

【共同生活援助サービス利用実績及び見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	５６	５９	６３	６３	６８	７３

（２）施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《施設入所支援対象者》

①生活介護を受けており、障害支援区分４（５０歳以上の者は区分３）以上

②その他、障害福祉サービス等の組み合わせにより該当

〇今後のサービス見込量

施設入所支援では、平成２８年度までの実績を見ると目標数値を達成しており、引き続き施設入所者の地域移行の推進を行います。また、施設入所者の高齢化・重度化も課題となっています。

平成２９年９月の利用者数８５人と国の指針に基づき、サービス利用量を見込みます。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】　　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	８３	８５	８５	８５	８４	８３

（３）自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

《自立生活援助対象者》

①障害者支援施設やグループホーム等を利用している障がい者で１人暮らしを希望する人

○今後のサービス見込量

新規事業であり、地域移行の定着を進めるうえでも必要となってくる事業と思われます。

地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援事業」の評価を行いながら整備を進めていきます。

【自立生活援助サービスの利用実績見込量】　　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）				１	１	１

３－４　相談支援

（１）計画相談支援

障害福祉サービスを必要に応じ適切に利用することができるよう、指定特定相談事業所がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

《計画相談支援対象者》

①障害福祉サービスの新規または変更の申請に係る障がい者、障がい児の保護者、または地域相談支援の申請に係る障がい者

〇今後のサービス見込量

全ての障害福祉サービスの利用者には、サービス等利用計画が作成されており、今後も指定特定相談事業所の確保と、適切な計画作成のための事業所との連携の強化に努めます。

平成２９年９月の利用者数５２人をもとに介護保険移行者数を除き、地域移行者、新規者数を勘案しサービス量を見込みます。

【計画相談支援の利用実績見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	５２	５３	５２	５８	６６	７４

（２）地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所、退院して地域生活に移行する際に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

《地域移行支援対象者》

①障害者支援施設等の入所や療養介護を行う病院に入院している障がい者
②精神科病院等に入院している精神障がい者
③救護施設または更生施設に入所している障がい者
④刑事施設、少年院に収容されている障がい者
⑤更生保護施設に入所または自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備センターに宿泊している障がい者

〇今後のサービス見込量

障害者支援施設等や精神科病院と連携し、相談支援体制の整備を図り、地域移行にかかわる関係機関とのネットワークを強化し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、課題解決に努めます。

障害者支援施設等や精神科病院からの退所・退院による地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

【地域移行支援の利用実績見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	１	０	０	１	１	１

（３）地域定着支援

自宅で単身で生活している人、施設・病院から退所・退院した人、家族から自立する人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

《地域定着支援対象者》

①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない障がい者

②居宅において家族と同居していても、家族の支援が見込めない障がい者

〇今後のサービス見込量

これまで利用がないため、地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

【地域定着支援の利用実績見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）				１	１	１

第４章　障がい児支援のサービス必要量の見込み

障がい児の健やかな育成を支援する観点から、障がいの疑いのある段階から身近な地域で質の高い専門的な児童発達支援等ができるよう、障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

４－１　障害児通所支援等

（１）児童発達支援

療育指導が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。

○今後のサービス見込量

本市では、未就学児を対象に「子ども未来館」において地域療育通園事業（親子療育）を平成２４年度から実施しています。引き続き、子どもを取り巻く関係機関と連携を図りながら療育の提供を行うことで、障がい児支援の強化に努めます。

児童発達支援事業は平成２９年９月の利用者数１８人をもとに、利用者の経年変化及び新規者数を勘案しサービス量を見込みます。

【地域療育通園事業（キラキラ仲間）】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	１６	１８	１８	１８	１８	１８

【児童発達支援利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	１６	１９	９０	１００	１００	８０
利用者数（人/月）	９	１４	９	１０	１０	８

（２）医療型児童発達支援

上肢下肢または体幹機能の障がいがあり、機能訓練や医学的管理下での支援が必要な障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

〇今後のサービス見込量

事業所は市内にはなく、近隣市町村での利用となっており、医療的ケア児の療育支援を行う場が必要です。

平成２９年９月の利用者数３人をもとに、利用者の利用実績及び新規者数を勘案しサービス量を見込みます。

【医療型児童発達支援利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	５	３	３０	３０	３０	３０
利用者数（人/月）	２	１	３	３	３	３

（３）放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休業期間中において、生活能力向上のための訓練等や社会との交流促進、その他必要な支援を行います。

〇今後のサービス見込量

平成２８年度に開設した市内１事業所の利用実績が伸びています。引き続き、障がい児に必要な療育の場を確保していきます。

平成２９年９月の利用者数２１人を基に、利用者の経年変化及び新規者数を勘案しサービス量を見込みます。

【放課後等デイサービス利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	６	３２	４２０	４００	４００	４００
利用者数（人/月）	４	１１	２１	２０	２０	２０

（４）保育所等訪問支援

障がい児が在籍している保育所、小学校、特別支援学校などへ、障害児通所支援事業所から訪問し、療育について障がい児以外の児童との集団生活への適応ための必要な支援を行います。

〇今後のサービス見込量

地域療育通園事業において実施しており、平成２９年９月の利用者数１人をもとに、事業量を勘案しサービス量を見込みます。

【保育所等訪問支援利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）	１	１	１	１	１	１
利用者数（人/月）	１	１	１	３	３	３

（５）居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、障害児通所支援事業所が自宅を訪問し療育支援を提供します。

〇今後のサービス見込量

新規事業となりますが、今後、新規者を勘案しサービス量を見込みます。

【居宅訪問型児童発達支援利用実績及び見込量】　（１月の総利用日数、利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（人日分/月）				０	５	５
利用者数（人/月）				０	１	１

（６）障害児相談支援

障害児通所支援等を利用する障がい児及び家族を対象に、サービスを適切に利用することができるように、指定特定相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行い、サービス提供事業所等との連絡調整を行います。

〇今後のサービス見込量

早期療育の必要性が理解されていくことで、今後、障がい児のサービスの必要性は高くなっていくと思われます。

平成２９年９月の利用者数３０人を基に、利用者の経年変化及びサービス利用意向を勘案し見込みます。

【障害児相談支援のサービス利用実績及び見込量】　（１月の利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人/月）	１７	２８	３０	３４	３３	３１

（７）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

〇今後のサービス見込量

新規事業であり、医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業が実施されていくことになります。

平成３２年度末までに市または圏域での配置を進めます。

【コーディネーター配置事業】　（配置人数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
配置数（人）				１	１	１

第５章　地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施される事業として位置付けられており、市が必ず行わなければならない必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業あります。

５－１　理解促進研修・啓発事業

障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発事業等や広報での周知を定期的に行い、障がいに対する地域全体での理解をすすめます。

（１）教室等の開催・・・教室等を通じ障がい者（児）への理解を深めるもの
（２）事業所訪問・・・地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し交流しながら障がい者（児）に対して合理的配慮、知識・理解を促すもの
（３）イベント開催・・・講演会等多くの市民が参加できる形態により、障がい者（児）に対する理解を深めるもの
（４）広報活動・・・障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者（児）に関する各種カードなどの紹介など普及・啓発を目的とした広報活動

５－２　自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族による悩みの共有や情報交換できる交流会活動として障がい児親の会の支援や、災害対策活動、ボランティア活動など自発的活動を支援します。

（１）ピアサポート・・・障がい者（児）やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換できる交流会活動の支援
（２）災害対策・・・障がい者（児）が孤立することがないよう見守り活動の支援
（３）社会活動支援・・・障がい者（児）のボランティア活動の支援や社会復帰の支援
（４）ボランティア・・・ボランティアの養成や活動の支援
（５）孤立防止活動・・・障がい者（児）の地域における孤立防止の支援

５－３　相談支援事業

障がいのある人や保護者又は介助者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行い、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

○今後のサービス見込量

本市では、引き続き天草圏域において障がい者相談支援事業所６か所を見込むこととし、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討していきます。また、相談支援事業を効果的にすすめめるために、天草地域自立支援協議会において、就労支援や地域生活支援、地域移行支援など地域における障がい福祉の連携に向け協議を重ねます。

【相談支援事業の利用実績及び見込量】　（年間相談件数、圏域箇所）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
相談件数（件）	８７５	９３４	１，０００	１，０００	１，０００	１，０００
設置（箇所）	６	６	６	６	６	６

【基幹相談支援事業の利用実績及び見込量】　（圏域箇所）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
設置（箇所）	０	０	０	０	０	１

５－４　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し出により、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。今後、成年後見制度利用促進法にもとづき各施策を推進していきます。

○今後のサービス見込量

利用実績として平成２８年度に１件の実績があります。平成２８年５月に成年後見制度の利用に関する法律が施行され、知的障がいの人の権利擁護の推進を図ることからも今後、利用が見込まれます。

【成年後見利用支援事業の利用実績及び見込量】　（年間利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用者数（人）	０	０	０	１	１	１

【成年後見制度市長申立事業の利用実績及び見込量】　（年間利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用者数（人）	０	１	１	１	１	１

５－５　意思疎通支援（コミュニケーション）事業及び手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援事業などを行い意思疎通の円滑化を図ります。
それに伴う手話奉仕員の養成事業を併せて行います。

〇今後のサービス見込量

コミュニケーション支援事業は、熊本県ろう者福祉協会に委託し実施していますが、利用実績が少ない状況です。

現在、必要に応じての利用ですが、コミュニケーション支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者等の養成や研修の充実が必要です。

また、手話奉仕員の養成研修は、天草圏域１か所での取り組みを継続しますが、上天草市民の参加者数の推移により、実施形態を検討します。

【意思疎通支援事業の利用実績及び見込量】　（年間利用回数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用回数（回数）	２	０	３	３	３	３

【手話奉仕員養成事業の利用実績及び見込量】　（年間開催事業数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
事業数（件）	１	１	１	１	１	１

５－６　日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）や難病の人に対し給付します。

【主な給付品目】

区分	主な品目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災警報器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療護等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費

〇今後のサービス見込量

障がいのある人の地域での日常生活がより過ごしやすくなるように、今後も、生活実態に対応した用具の選定を検討する必要があります。また、地域移行がすすむことや、事業の周知を図っていくことで、利用の増加を見込みます。

【日常生活用具給付事業のサービス利用実績及び見込量】　（年間件数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
①介護・訓練支援用具	２	０	３	３	３	３
②自立生活支援用具	１	１	１	３	４	５
③在宅療養等支援用具	２	３	４	５	５	５
④情報・意思疎通支援用具	４	７	８	１０	１０	１０
⑤排泄管理支援用具	６２０	６３８	６５０	６５０	６５０	６５０
⑥居住生活動作補助用具	１	１	１	２	２	２

５－７　移動支援事業

通所・通学や屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、外出の支援を行い地域における自立生活及び社会参加を進めます。

〇今後のサービス見込量

天草支援学校への通学や市外事業所への通所において車両移送型の移動支援を実施しています。利用者も増加傾向にありますが、サービス事業所が２事業所（上天草市社会福祉協議会・ステップバイステップ）と少ない状況です。

今後、利用者が増加した場合は、サービス提供が不足することも考えられるため、必要量を確保する方策が必要です。

【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】　（年間利用時間、年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用量（時間）	３，５６９	３，６９１	４，０４５	４，３００	４，３００	４，３００
利用者数（人）	１８	２１	２３	２５	２５	２５

５－８　地域活動支援センター事業

重度の障がい等で、雇用されることが困難な人への日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを目的に地域活動支援センターを設置しています。

〇今後のサービス見込量

地域活動支援センター事業は、現在、NPO 法人　交流の里　どんぐり村にⅢ型を運営委託しています。同事業所は就労継続支援Ｂ型の事業所を併設しており、就労継続支援 B 型への移行も行われています。また、アンケート結果では周知不足も考えられるため、今後は広く周知を行います。

【地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の利用実績及び見込量】　（設置数、年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
設置（箇所）	１	１	１	１	１	１
利用者数（人）	１５	１８	１８	２０	２０	２０

５－９　その他の任意事業

（１）日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のため預かりを行います。

〇今後のサービス見込量

障がい者（児）の放課後や休日の活動の場所として市内では、上天草市社会福祉協議会で実施し利用意向の高い事業となっています。また日帰りショート事業も市内１か所、市外２事業所により対応しています。

今後も、利用量の増加が見込まれるため、利用定員の確保や新たな事業所の確保を検討していきます。

【日中一時支援事業のサービス利用実績及び見込量】　（年間利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用者数（人）	３５	４１	４５	４６	４７	４８

（２）訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の障がい者（児）に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

〇今後のサービス見込量

訪問入浴事業は、現在、上天草市社会福祉協議会に委託し実施しています。

利用意向に対して、サービス提供量が少ない状況となっており、地域の資源を活用した他の方法での入浴支援の検討も必要です。

【訪問入浴サービス事業のサービス利用実績及び見込量】　（年間利用者数）

	Ｈ２７実績	Ｈ２８実績	Ｈ２９見込	Ｈ３０見込	Ｈ３１見込	Ｈ３２見込
利用者数（人）	３	２	１	２	２	２

（３）福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

〇今後のサービス見込量

これまで実績はありませんが、低所得の利用者に対し必要に応じ実施します。

【福祉ホーム事業のサービス利用実績及び見込量】　（年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人）	０	０	０	１	１	１

（４）自動車運転免許取得・改造助成事業

重度の身体障がい者や知的障がい者に対して、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。

〇今後のサービス見込量

自動車運転免許取得・改造助成事業については、今後、障がい者の地域への社会参加や就労を推進して行う中で、周知を図り実施します。

これまでの利用実績をもとに見込みます。

【自動車運転免許取得・改造助成事業のサービス利用実績及び見込量】（年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
利用者数（人）	２	３	１	３	３	３

（５）地域移行のための安心生活支援事業

以下の３事業を「安心生活支援事業」といいます。

①緊急時支援事業

夜間や休日も含めた緊急時における対応、相談等を行います。

②地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げて、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

③コーディネート事業

地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

〇今後のサービス見込量

「地域移行のための安心生活支援事業」は天草圏域において１事業所（障害者支援センターリンク）に委託し実施していますが、上天草市においては平成２８年度の利用実績がなく利用も低くとどまっています。

今後、施設・病院からの退所・退院により地域移行をすすめていくための受け皿として必要な事業となってきます。地域包括ケアの構築を進めていく中で利用増加が見込まれるところです。

【緊急時支援事業の利用実績及び見込量】　（年間設置個所数、年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
設置（箇所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

【地域生活体験事業の利用実績及び見込量】　（年間設置箇所、年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
設置（箇所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

【コーディネート事業の利用実績及び見込量】　（年間設置箇所、年間利用者数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
設置（箇所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	1	0	1	1	1	1

５－１０　天草地域療育センター事業
（巡回相談支援専門員整備事業）

天草圏域ではこれまで、地域療育センター事業「すくすく園」において地域療育を実施してきましたが、平成３０年度より地域生活支援事業による児童発達支援センターへの移行を目指します。

これにより、市町村事業として新たに「巡回支援専門員整備事業」を実施します。保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を行い、施設等職員や障がい児の保護者に対し、助言等の支援を行うことで早期発見・早期対応を図ります。

【巡回相談支援専門員整備事業】　（年間訪問件数）

	H２７実績	H２８実績	H２９見込	H３０見込	H３１見込	H３２見込
訪問回数（件数）	１４９	９９	１２０	１２０	１２０	１２０

５－１１　天草地域自立支援協議会について

障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう、天草圏域（天草市、上天草市、苓北町）にある多分野（医療、保健、福祉、教育、雇用等）の関係機関が集まり、地域であがってきた課題について地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場です。

◆全体会議
地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題共有、提言を行う会議です。
◆運営会議
相談支援事業所と各行政担当者で構成し、協議会全体の方向性や日程、定例会や専門部会の準備等を行います。
◆専門部会
専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題検討会等議論を深めます。児童部会、就労部会、地域生活部会、計画相談部会の４部会で構成されています。
◆定例会
相談支援事業所の報告を中心とした地域の現状・課題について、地域の関係者で定期的に情報を共有する報告会です。
◆個別支援会議等
個人の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整し、地域の課題を確認していきます。

第６章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

（１）障がい者等に対する虐待の防止

■障害者虐待防止法の制定

平成２３年６月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され（平成２４年４月施行）、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

上天草市では「上天草市虐待防止センター」を福祉課に設置し、相談の受付や緊急時の対応を各関係機関と連携し行います。

（２）障がいを理由とする差別解消の推進

■障害者差別解消法

平成２８年４月に障がいのある人への差別をなくすことで障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

差別の禁止、合理的な配慮の理解を促進するために、啓発活動を実施していきます。また、市役所においても職員対応要領を定め推進します。

（３）意思決定支援の取り組み

■成年後見制度利用促進法

平成２９年３月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく５年間を計画期間とした「成年後見利用制度促進基本計画」が閣議決定されました。

本計画に基づき、下記の施策を関係省庁が連携し総合的かつ計画的に進められることとなりました。

①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

（４）障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

国・県との連携を図りながら、障がい者の芸術文化及びスポーツ活動の参加や理解への促進を図り推進していきます。

（５）利用者の安全の確保に向けた取り組み

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域に開かれた施設として平常時から地域住民や関係機関との連携を図り、利用者の安全確保に向けた取り組みをすすめることが重要であり、その支援を県及び市町村は行っていく必要があります。

また、この日常的な地域とのつながりが災害等における障がい者（児）の安全確保につながるとともに、福祉避難所として地域の安全提供の場となることも踏まえたうえで防災対策も考えていきます。

（６）その他関連法

■障害者優先調達推進法の制定

都道府県や市町村等では、調達方針を毎年度策定し、障害者就労施設等から物品等の調達を積極的に発注に取り組み、毎年調達実績を公表します。

■発達障害者支援法の制定

発達障がい者（児）の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、「発達障害者支援法」が平成１６年１２月に制定され、平成１７年４月から施行されました。

発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことや、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援などをすすめていきます。

第７章　計画の推進

（１）計画の推進体制の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がい者（児）やその家族、障がい者団体等の意見を生かしていくとともに、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の幅広い分野の連携や地域の多様な社会資源を生かした、各関係機関との連携や協働が必要です。

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らしを共につくる地域共生に向けて本計画の基づき、計画的に推進していきます。

上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画

策定検討委員会委員名簿

区分	所属	役職	氏名
委員	上天草市議会	**文教厚生常任委員長**	桑原　千知
委員	障害者支援施設　きずなの里	施設長	石山　幸樹
委員	ＮＰＯ法人どんぐり村	施設長	楠元　町子
委員	上天草市 身体障害者福祉協会	副会長	岩原　武巳
委員	上天草市社会福祉協議会	事務局長	靜谷　正幸
委員	上天草総合病院	**リハビリテーション課長**	楠本　譲治
委員	障がい児親の会	会長	竹本　利恵
委員	上天草市民生員児童委員 協議会連合会	理事	荒木　久子
委員	上天草市 ボランティア連絡協議会	会長	坂口　米子
委員	学識経験者	元上天草市 保健課長	藤川　直子

上天草市内または県内の主な障害福祉サービス事業所一覧

県指定事業者一覧に基づき作成しています。上天草市のサービス実績のある事業所を主に掲載しています。掲載以外にも事業所はありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

※　身体＝身体障がい者　知的＝知的障がい者　児＝障がい児　精神＝精神障がい者　難病＝難病患者

訪問系サービス

●居宅介護・重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
上天草市社会福祉協議会 居宅介護事業所	上天草市松島町	0969-56-2333	○	○	○	○
大矢野町ホームヘルパー ステーション	上天草市大矢野町	0964-56-0263	○			○
ニチイケアセンター大矢野	上天草市大矢野町	0964-57-4770	○	○	○	○
医療法人　村上会　ひまわり ヘルパーステーション	上天草市姫戸町	0969-58-3110	○	○	○	○
姫戸町　ホームヘルパー ステーション翔洋苑	上天草市姫戸町	0969-58-3633	○	○	○	○
あまくさ農業協同組合	天草市太田町	0969-22-1100	○	○	○	○
セントケア天草	天草市小松原町	0969 -27-6127	○	○	○	

●同行援護

事業所名	所在地	電話番号
ニチイケアセンター大矢野	上天草市大矢野町	0964-57-4770
セントケア天草	天草市小松原町	0969-27-6127

日中活動系サービス

●生活介護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
障害者支援施設　きずなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○		
みゃおみゃおベーカリー	天草市中央新町	0969-24-4037		○		
星光園	天草市北原町	0969-23-3503	○	○	○	
南海寮	天草市本町	0969-23-3850		○	○	
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877		○		○

●自立訓練（機能訓練）

事業所名	所在地	電話番号	身体
熊本県身体障害者能力開発センター	熊本市長嶺南	096-381-4413	○

●宿泊型自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号	知的	精神
ソレイユ	宇土市松山町	0964-22-5366	○	○

●自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号	知的	精神
障がい者支援センター　リンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○
生活訓練支援センター ぷち・らぽーる	宇城市三角町	0964-54-0815	○	○
ワークセンターみすみ	宇城市三角町	0964-53-0851	○	○
天草ポランの広場	天草市新和町	0969-46-2411	○	○

●就労移行支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
就労移行支援センターらぽーる宇城	宇城市不知火町	0964-32-1777		○	○	
ＮＰＯ法人あいランド	宇城市三角町	0964-53-2901	○	○	○	
苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○		
障がい者支援センター　リンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	△	○	○	○

●就労継続支援Ａ型（Ｂ型事業所・多機能型）

事業所名	種別	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
夢の架けはし	Ａ Ｂ	上天草市松島町	0969-56-3339	○	○	○	○
就労サポートセンターぴーす	Ａ Ｂ	天草市佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○	
ねんりん	Ａ	宇城市三角町	0964-53-1600		○		
すとろーはっと	Ａ	天草市佐伊津町	0969-22-1718		○		
ワークセンター　みすみ	Ａ Ｂ	宇城市三角町	0964-53-0851		○	○	
煌樹	Ａ	天草市栖本町	0969-66-3888	○	○	○	○
就労サポートセンター GAMADAS	Ａ Ｂ	宇土市栗崎町	0964-23-5878	○	○	○	○

●就労継続支援Ｂ型

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
どんぐり	上天草市大矢野町	0964-56-3201	○	○	○	
就労支援センター　あむーる	宇城市三角町	0964-54-0815		○	○	
ＮＰＯ法人あいランド	宇城市三角町	0964-53-2901		○		
障がい者支援センターぴゅあ	天草市今釜新町	0969-66-9565		○	○	
みゃおみゃおベーカリー	天草市中央新町	0969-24-4037		○		
障害者支援センター　のぞみ	天草市栄町	0969-22-7485		○		
就労支援センター　苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○		
天草きぼうの家	天草市浄南町	0969-24-3235		○	○	
やじろべえ	天草市有明町	0969-53-0393		○	○	
かしの木学園	天草市楠浦町	0969-23-5556		○		
天草ポランの広場	天草市新和町	0969-46-2411		○	○	
天草更生園	天草郡苓北町	0969-35-1311	○	○	○	
ビタミンあい	天草市古川町	0969-66-9988		○		

●療養介護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
熊本芦北療育医療センター	葦北郡芦北町	0966-82-2431	○	○		
はまゆう療育園	天草郡苓北町	0969-35-1258	○	○		
国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町	0964-32-0826				○
国立病院機構熊本再春荘病院	合志市須屋	096-242-1000	○	○		
国立病院機構菊池病院	合志市福原	096-248-2111	○	○		

●短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
障害者支援施設　きずなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○		
翔洋苑　短期入所生活介護事業所	上天草市姫戸町	0969-58-3611	○			
星光園	天草市北原町	0969-23-3503	○	○	○	
南海寮	天草市本町	0969-23-3850		○	○	
はまゆう療育園短期入所事業所	天草郡苓北町	0969-35-1258		○		○
天草学園短期入所事業所	天草市本町	0969-22-3873			○	
くまもと芦北療育医療センター	葦北郡芦北町	0966-82-2431		○	○	
ソレイユ	宇土市松山町	0964-22-5366				○

居住系サービス

●障害者支援施設

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
障害者支援施設　きずなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○		

●グループホーム

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
みゆきホーム	上天草市松島町	0969-56-2111		○		

障がい児通所支援

●地域療育支援（療育機関）

事業所名	所在地	電話番号	備　考
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町	0964-32-1143	
天草地域療育センター　すくすく園	天草市川原町	0969-23-7049	

●地域療育通園事業

実施場所	所在地	電話番号	備　考
上天草市こども未来館	上天草市松島町	0969-56-1495	親子療育（集団）・個別相談等

●児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号	備　考
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町	0964-32-1143	福祉型・医療型
すくすく園	天草市川原町	0969-23-7049	放課後等デイサービス
第２はまゆう療育園	天草市東町	0969-22-6864	重心障害児対象

●放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号	備　考
放課後等デイサービス　海	上天草市大矢野町	0964-59-5000	

地域生活支援事業

●日中一時支援事業

事業所名	サービス提供場所	電話番号	備　考
上天草市社会福祉協議会	上天草市松島町	0969-56-2455	
	上天草市大矢野町	0964-56-3470	
特別養護老人ホーム相生荘	上天草市龍ヶ岳町	0969-63-0131	
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	
天草学園	天草市本町	0969-22-3873	
氷川学園	八代郡氷川町	0965−62−4081	

●地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話番号	備　考
ＮＰＯ法人　どんぐり村	上天草市大矢野町	0964-56-3201	Ⅲ型

●移動支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	備　考
上天草市社会福祉協議会	上天草市松島町	0964-56-2455	通所・通園
あまくさ農業協同組合	天草市太田町	0969-22-1100	個別
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	通所・通園

相談支援機関

●指定特定相談支援事業所

者　指定障害者相談支援事業所　児　指定障害児相談支援事業所

事業所名	種別	対象	所在地	電話番号
地域療育支援事業所 第２はまゆう療育園	特定	児 者	〒８６３－００３３ 天草市東町２８－２０	0969－22－6864
相談支援センター れいざん	特定	者	〒８６３－０００６ 天草市本町下河内６８０	0969－23－7539
地域生活支援センター グリーン	特定	者	〒８６３－２１２７ 天草市佐伊津町４０１－５	0969－22－1770
星光園相談支援事業所 「ほほえみ」	特定	者	〒８６３－０００２ 天草市北原町８－３７	0969－23－3503
天草整肢園相談事業所	特定	者	〒８６３－２５０２ 天草郡苓北町上津深江１０	0969－35－1671
天草学園 相談支援センター　宙	特定	児 者	〒８６３－０００６ 天草市本町下河内６０６－１	0969－22－3873
相談支援事業所 ピースバイピース	特定	児 者	〒８６３－００２３ 天草市中央新町１１－１３	0969 - 22 - 6507
指定特定相談事業所 ゆうすい	特定	者	〒８６３－２２０１ 天草市五和町御領２３９５－２	0969－32－2355
指定特定相談事業所 きずな	特定	者	〒８６１－６１０３ 上天草市松島町今泉６１７２	0969－56－2111
相談支援センター リンク	特定 一般	児 者	〒８６１－６４０３ 天草市倉岳町宮田１１５２－５	0969－52－5877
相談支援事業所 なんかい	特定	者	〒８６３－０００６ 天草市本町下河内１６８５－１	0969 - 23 - 3850
晃明会　指定・特定相談 事業所牛深事業所	特定	者	〒８６３－１９０１ 天草市牛深町３４７３－１０	0969 - 73 - 1235

●公共安定所

事業所名	所在地	電話番号	備　考
天草公共職業安定所（ハローワーク天草）	天草市本渡町	0969-22-8609	

●障がい者就業・生活支援センター

事業所名	所在地	電話番号	備　考
熊本県天草障がい者就業・生活支援センター	天草市今釜新町	0969-66-9866	

各種団体

●身体障害者福祉協会

団体名	会員地域	備　考
上天草市身体障害者福祉協会	市内全域	

●障がい児親の会

団体名	活動場所	備　考
れいんぼう	上天草市大矢野町	
いちご倶楽部	上天草市松島町	

●断酒会

団体名	活動場所	備　考
断酒会　大矢野支部	上天草市大矢野町	第３土曜日

●ボランティア団体

団体名	事務局	電話番号
上天草市ボランティア連絡協議会	上天草市社会福祉協議会	0969−56−2455